

(法第10条第1項関係様式)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

日本は戦後の高度経済成長を経て、世界有数の経済大国としての地位を確立しております。経済的に豊かな日本においては、教育制度も整い、基礎教育及び高等教育の充実により、将来を担う若者は幅広い教育の機会を与えられている。しかしながら、画一的な教育、学力第一主義や社会的圧力などにより、感受性の強い若者は心の豊かさをもちながら、それを開花させる環境に恵まれず、近年、中高生の不登校や引きこもりなどが大きな社会問題になっている。その要因の一つとして、悩みを相談する機会が少ないことや、フリースクールなどの該当児童・生徒を受け入れる機関が少ないことが考えられる。私たちは、教育相談事業やフリースクール事業を行うことで、「自分らしさ」を発揮できる場を提供し、行き場を失い、自己嫌悪に陥っている若者たちの元気を取り戻し、将来の日本に夢を抱けるよう、若者の自主性を育てる教育環境の確保をしていきたいと考えます。

そのためには、不登校の児童・生徒及びその家族との信頼関係が最重要であり、さらに、事業を継続的に実施していく必要があると考え、ここに、特定非営利活動法人 箱崎自由学舎 えすぺらんざ ESPERANZA を設立しようと考えました。

2 申請に至るまでの経過

平成16年9月23日21時より 発起人会を開き、設立の趣旨、定款、会費及び財産、平成17年度及び平成18年度の事業計画、収支予算、役員案を審議し決定した。

平成17年2月3日10時より 設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、会費及び財産、平成17年度及び平成18年度の事業計画、収支予算、役員案を提案し、審議の上決定した。

平成17年2月4日

特定非営利活動法人 箱崎自由学舎 えすぺらんざ ESPERANZA

設立（代表）者

住 所 福岡市東区箱崎3丁目33番10号

氏 名 小 田 哲 也